

平成22年 No.49

東京学芸大学科目等履修生規程の一部を改正する規程

制定理由

財団法人日本国際教育支援協会若しくは独立行政法人国際交流基金が主催する
日本語能力試験の改定に伴うものである。

承認経過

平成22年11月24日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学科目等履修生規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成22年11月25日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成22年規程第32号

東京学芸大学科目等履修生規程の一部を改正する規程

東京学芸大学科目等履修生規程（平成5年規程第14号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学科目等履修生規程の一部改正について

改正理由：財団法人日本国際教育支援協会若しくは独立行政法人国際交流基金が主催する日本語能力試験の改定に伴うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （入学資格） 第2条 科目等履修生として入学することができる者は、当該授業科目を履修するに十分な学力があると本学が認めた者とする。 2 日本国籍を有しない者にあつては、前項に定めるもののほか、独立行政法人日本学生支援機構が主催する日本留学試験の日本語の成績が200点以上の者、財団法人日本国際教育支援協会若しくは独立行政法人国際交流基金（以下「日本国際教育支援協会等」という。）が主催する日本語能力試験の<u>N1若しくは1級</u>合格者又はこれらと同等以上の日本語能力があると本学が認めた者とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年11月25日から施行する。</u>	〔省略〕 （入学資格） 第2条 科目等履修生として入学することができる者は、当該授業科目を履修するに十分な学力があると本学が認めた者とする。 2 日本国籍を有しない者にあつては、前項に定めるもののほか、独立行政法人日本学生支援機構が主催する日本留学試験の日本語の成績が200点以上の者、財団法人日本国際教育支援協会若しくは独立行政法人国際交流基金（以下「日本国際教育支援協会等」という。）が主催する日本語能力試験の<u>1級</u>合格者又はこれらと同等以上の日本語能力があると本学が認めた者とする。 〔省略〕